



鳥取県公報

平成13年 1月23日(火)
第 7 2 4 9 号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	土地改良区の定款の変更の認可（耕地課）.....	1
	土地改良法による換地計画の決定（5件）（ " ）.....	1
	土地収用法による事業の認定（管理課）.....	3
	都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）.....	4

告 示

鳥取県告示第15号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、仙津土地改良区の定款の変更を平成13年1月15日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

平成13年 1月23日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第16号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る佐治川流域地区（余戸工区）の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成13年 1月23日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 縦覧に供する期間
平成13年 1月24日から21日間
- 縦覧に供する場所
佐治村役場
- 異議の申立て
利害関係人は、この告示に係る換地計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第17号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る東郷地区（第7工区）の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成13年 1月23日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

2 縦覧に供する期間

平成13年 1月24日から21日間

3 縦覧に供する場所

東郷町役場

4 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る換地計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第18号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る上庄地区（第2工区）の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成13年 1月23日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

2 縦覧に供する期間

平成13年 1月24日から21日間

3 縦覧に供する場所

東伯町役場

4 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る換地計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第19号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る上庄地区（第4工区）の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成13年 1月23日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間
平成13年 1月24日から21日間
- 3 縦覧に供する場所
東伯町役場
- 4 異議の申立て
利害関係人は、この告示に係る換地計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第20号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る上庄地区（第5工区）の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成13年 1月23日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間
平成13年 1月24日から21日間
- 3 縦覧に供する場所
東伯町役場
- 4 異議の申立て
利害関係人は、この告示に係る換地計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第21号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第26条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成13年 1月23日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 起業者の名称
社会福祉法人赤碕福祉会
- 2 事業の種類
痴呆対応型共同生活介護施設（グループホーム）建設工事
- 3 起業地
(1) 収用の部分 東伯郡赤碕町大字赤碕字西ヲナガケ地内
(2) 使用の部分 なし
- 4 土地収用法第26条の2の規定による図面の縦覧場所
東伯郡赤碕町大字赤碕1142 - 3

赤碕町役場

鳥取県告示第22号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき、倉吉市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成13年 1月23日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 都市計画の種類及び名称
倉吉都市計画下水道 倉吉市公共下水道
- 2 縦覧場所
鳥取県土木部都市計画課 鳥取市東町一丁目220